

「音楽ギフトカード」をお持ちのお客様へ

平素は、弊社「音楽ギフトカード」をご利用いただき、厚く御礼申し上げます。弊社はこのたび、音楽ギフトカード事業を廃止し、これに伴ってお客様がお持ちの音楽ギフトカードについて、資金決済に関する法律第20条第1項及び前払式支払手段に関する内閣府令第41条の規定に基づき払戻しを行うことといたします。下記の対象となるギフトカード(以下「音楽ギフトカード」といいます。)の未使用券をお持ちのお客様は、期間内に払戻しのお申出をいただきますようお願い申し上げます。

【1】対象となるギフトカードについて:

- 株式会社ジャパン・ミュージック・ギフトカード発行の音楽ギフトカード500円券・1000円券の未使用券/ミュージックギフトカード500円券・1000円券の未使用券/有効期限付(2013年12月31日期限)音楽ギフトカード500円券・1000円券の未使用券
- 日本レコード普及株式会社発行の音楽ギフトカード500円券・1000円券の未使用券/レコードギフト券500円券の未使用券
- 全国レコード商組合連合会発行のレコードギフト券500円券の未使用券
- 東京都レコード小売商業組合発行のレコードギフト券500円券の未使用券

【2】払戻しのお申出期間: 2010年9月1日(水)から2010年10月31日(日)当日消印有効

【3】払戻しのお申出方法: 加盟店に設置してあります「払戻申込書」に必要事項(①お客様のご住所・ご連絡先等②未使用券の番号・枚数及び金額③払戻金の振込先金融機関口座等※日本国内にある本店・支店に限ります。)をご記入のうえ、必ずお手持ちの音楽ギフトカード(上記【1】に記載するものに限り、)の未使用券を同封して、ご郵送ください。「払戻申込書」は、弊社ホームページ上にも掲載しておりますのでご利用ください。なお、「払戻申込書」の郵送に係る送料分として80円を弊社が負担し、未使用券の払戻金に加算してお振り込みいたします。到着・未着のご確認が必要なお客様は、誠に恐れ入りますが書留郵便をご利用ください。(書留郵便とすることで生じる費用、並びに80円を超える送料はお客様のご負担でお願いいたします。)

【4】払戻しの方法: 【払戻申込書の記載に不備がない場合】: お客様が「払戻申込書」にご記入された金融機関のご指定口座へ、振り込み手数料は弊社負担にて未使用券の額面を払戻いたします。現金でのお支払又はその他の商品等との交換、払戻申込後のキャンセル等には応じかねますのでご了承ください。なお、多数のお申出が集中することが予想されますので、事務処理の都合上、「払戻申込書」の到着からお振り込みまでに、1ヶ月以上のお時間をいただく場合もございます。
*ご注意: 払戻申込書の記入不備又は記入された未使用券の枚数・金額と同封された未使用券に相違がある場合はご返送いたします。再度お送りいただくまでにお申出期間を経過した場合、払戻しに応じかねますので、「払戻申込書」のご記入には、充分ご注意ください。

【5】払戻しができない場合: ①音楽ギフトカードが偽造又は変造されたもの。②音楽ギフトカードの破損により証票番号の照合ができないもの。③音楽ギフトカードの3分の1以上が滅失しているもの。④上記の対象となる音楽ギフトカードではないもの。⑤その他払戻申込書に不備があり、上記【4】の方法によっても払戻しを行うことができないとき。

【6】期間外のお取り扱いについて: 上記【2】に記載する申出期間内に「払戻申込書」をご送付いただけない音楽ギフトカードの未使用券につきましては、当該払戻し手続において、払戻しを行うことができませんのでご注意ください。

【7】送付先: 〒812-8518 郵便事業(株)博多支店 私書箱第97号 株式会社ジャパン・ミュージック・ギフトカード宛

【8】送付方法: 郵便局よりお送りください。郵便事業株式会社以外の業者でお送りいただいた場合は受取りができません。

【9】お問合せ先: 株式会社ジャパン・ミュージック・ギフトカード 住所: 東京都中央区築地4-3-4 電話: 03-3542-4181

※お問合せ時間: 祝祭日を除く月~金 10:00~17:00 URL: <http://www.musicgiftcard.com/main.html>

■ これまでの主な音楽ギフトカード

紙幣型



カード型

